

## 第3章 被災宅地の危険度判定

(県県土整備部)

### 第1節 目的

この計画は、災害時において宅地に係る危険性を早期に判定する「被災宅地危険度判定」を実施し、二次災害の発生を防止し、住民の安全確保を図ることを目的とする。

### 第2節 被災宅地危険度判定の実施

#### 1 市町村の実施体制

- (1) 市町村は、地震等により被災宅地危険度判定が必要であると判断したときは、災害対策本部に危険度判定実施本部を設置する。
- (2) 危険度判定実施本部は、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると認めるときは、被災宅地危険度判定の対象となる区域及び宅地を定め、被災宅地危険度判定士の協力のもとに、被災宅地危険度判定を実施する。
- (3) 市町村は、必要に応じて県に対し被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を行う。

#### 2 県の実施体制

- (1) 市町村からの支援要請があった場合、災害対策本部に危険度判定支援本部を設置する。
- (2) 危険度判定支援本部長に、技術企画課長を充てる。
- (3) 危険度判定支援本部は、被災市町村からの要請に基づき、被災宅地危険度判定士に協力要請を行う等の措置を講じる。
- (4) 各総合事務所県土整備局に、危険度判定支援支部を設置する。
- (5) 判定を実施する要員の不足が見込まれる場合は、県は国土交通大臣、若しくは他の都道府県知事等に対し被災宅地危険度判定の実施のための支援を要請する。

### 第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

#### 1 被災宅地の応急危険度判定の実施

